



令和3年7月第8号（豚）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

死亡家畜の処理は適正に行いましょう！

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子豚であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。



〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】

事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】

これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

豚の健康状態には常に注意し、疑わしい症状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡をしてください。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください